

表 2

1 対象事業所・施設（※1， 2）	2 基準単価（千円）	3 単位	4 補助率
療養介護	2	利用者	10分の10
生活介護	2		
自立訓練（機能訓練）	2		
自立訓練（生活訓練）	2		
就労移行支援	2		
就労継続支援A型	2		
就労継続支援B型	2		
就労定着支援	2		
自立生活援助	2		
児童発達支援	2		
医療型児童発達支援	2		
放課後等デイサービス	2		
短期入所	2		
居宅介護	2		
重度訪問介護	2		
同行援護	2		
行動援護	2		
居宅訪問型児童発達支援	2		
保育所等訪問支援	2		
計画相談支援	1.5		
地域移行支援	2		
障害児相談支援	2.5		

（※1） 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

（※2） 多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれのサービスに係る基準単価を用いること。